

議案第61号

常総地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により，常総地方広域市町村圏事務組合理約（昭和47年地指令第297号）を別紙のとおり変更することについて，同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

社会経済情勢の変化や市町村合併の進展により，広域行政圏施策は当初の役割を終えたものとして，平成20年度をもって広域行政圏計画策定要綱が廃止されたことに伴い，策定済みの「第五次常総地方広域市町村圏計画」の構想期間が平成29年度で満了となることから，共同処理する事務のうち「広域市町村圏計画の策定及び計画の実施に関する連絡調整事務」を廃止するため，本規約を変更するものです。

常総地方広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約

常総地方広域市町村圏事務組合規約（昭和47年地指令第297号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。ただし、<u>第1号から第3号までに掲げる事務</u>については常総市の旧石下町の区域(平成17年12月31日現在の石下町の区域をいう。以下同じ。)に係る事務を除き、<u>第4号</u>に掲げる事務については常総市の旧石下町の区域及び取手市に係る事務を除く。</p> <p>(1) <u>総合運動公園</u></p> <p>(2) <u>ごみ処理施設</u></p> <p>(3) <u>地域交流センター</u></p> <p>(4) <u>消防</u></p> <p>(5) <u>職員の共同研修</u></p> <p>(6) <u>職員の人事交流に関する企画立案</u></p> <p>(7) <u>総合防災センター</u></p> <p>(8) <u>障害者支援施設</u></p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。ただし、<u>第2号アからウに掲げる事務</u>については常総市の旧石下町の区域(平成17年12月31日現在の石下町の区域をいう。以下同じ。)に係る事務を除き、<u>同号エ</u>に掲げる事務については常総市の旧石下町の区域及び取手市に係る事務を除く。</p> <p>(1) <u>広域市町村圏計画の策定及び計画の実施に関する連絡調整事務</u></p> <p>(2) <u>広域市町村圏計画に基づく根幹事業の実施に関する事務</u></p> <p>ア <u>総合運動公園</u></p> <p>イ <u>ごみ処理施設</u></p> <p>ウ <u>地域交流センター</u></p> <p>エ <u>消防</u></p> <p>オ <u>職員の共同研修</u></p> <p>カ <u>職員の人事交流に関する企画立案</u></p> <p>キ <u>総合防災センター</u></p> <p>ク <u>障害者支援施設</u></p>

付 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。